

平成 26 年 8 月 1 日

各 位

株 式 会 社 ニ チ リ ン
代表取締役社長 清 水 良 雄
コード番号 5 1 8 4 東証第 2 部
問 合 せ 先 上 席 執 行 役 員 森 川 良 一
TEL (079) 252-4151

厚生年金基金の「特例解散」認可と特別損失発生に関するお知らせ

当社は、「兵庫ゴム工業厚生年金基金」（総合型）に加入しております。

平成 26 年 6 月 18 日に、「厚生年金基金の特例解散認可の申請に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、同基金は、平成 26 年 6 月 18 日開催の代議員会により、「特例解散申請」の決議を行っております。これを受けて、同基金より、平成 26 年 6 月 27 日に近畿厚生局に対して、「特例解散認可」を申請し、平成 26 年 7 月 30 日、認可を受けたことが通知されました。

合わせて、平成 26 年 6 月 18 日時点では未確定でありました同基金の解散申請時の代行部分積立不足額にもとづく当社負担額の通知を同基金から受けております。

これにより、同基金の解散に伴う代行部分積立不足額の確定は、基金の清算終了時点（次年度以降の予定）となり、未だ現時点では確定には至っておりませんが、基金より通知された特例解散申請時補正前当社負担額にもとづき、平成 26 年 12 月期第 2 四半期決算に特別損失として計上することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特別損失の内容

当社が加入する「兵庫ゴム工業厚生年金基金」の解散に伴う代行積立不足額は、最終的には、同基金の清算終了時（次年度以降の予定）に確定いたしますが、同基金の特例解散申請時の当社が負担すべき金額は 921,264 千円です。

当社は既に、平成 25 年 12 月期第 2 四半期において、同基金の A I J 投資顧問(株)に関する損失額について、453,684 千円を特別損失として計上しており、921,264 千円からこれを控除した 467,580 千円を平成 26 年 12 月期第 2 四半期決算にて、特別損失（厚生年金基金解散損失引当金繰入額）として計上するものです。

2. 業績への影響

平成 26 年 2 月 18 日発表の決算短信 1. (1)②「次期の見通し」(注) 2. に記載のとおり、平成 26 年通期業績予想においては、概算ではありますが、5 億円（特別損失）を影響額として見込んでおりますので、通期業績への影響はありません。

以 上